

議員提出議案第 4 号

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を
求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 23 日 提出

提 出 者

境港市議会 議員	荒 井 秀 行
	景 山 憲
	田 口 俊 介
	柊 康 弘
	松 本 晶 彦
	吉 井 巧
	米 村 一 三

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均 6.5%、最大10%引き下げられた。この引下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、「厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である」として、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡した。この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められる。

しかしながら、判決から5か月以上が経過した現在も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪も、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置もとられず、違法状態、利用者の不安が続いている状況にある。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者およびひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法25条）と個人の尊厳（憲法13条）を侵害され続けている状態にある。近年の物価高騰も重なり、利用者らの消費の抑制は地域経済への悪影響にもつながっている。

さらに、被害回復への対応については、自治体において膨大で困難な作業が想定されるが、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって国におかれでは、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

1. 違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し、真摯に謝罪すること。
2. 国の責任において、生活保護費の遡及支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにとるとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 5 号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 23 日 提出

提 出 者

境港市議会 議員 田口俊介
足田法行

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府におかれでは、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
2. 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。